

尼崎市建築計画概要書等の閲覧及び写しの交付に関する条例

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第93条の2の規定による建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の4第1項各号に掲げる書類の閲覧の制度の趣旨（以下「閲覧制度の趣旨」という。）を踏まえ、本市が保有する当該書類（以下「建築計画概要書等」という。）の閲覧及び写しの交付について必要な事項を定めるものとする。

(閲覧の申請)

第2条 建築計画概要書等を閲覧しようとする者は、閲覧しようとする建築計画概要書等1件ごとに、当該建築計画概要書等に係る一の建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）を特定するために必要な事項で規則で定めるものその他規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(閲覧)

第3条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、当該申請に係る建築計画概要書等を当該申請を行った者に閲覧させるものとする。

閲覧により知り得た事項を営利事業の用に供するとき（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者がその業務上必要な調査をする場合を除く。）。

申請に係る一の建築物等が特定されていないとき。

前2号に掲げる場合のほか、申請の目的及び内容が閲覧制度の趣旨に沿わず、又は閲覧させることによって建築基準法第93条の2に規定するおそれがあるとき。

(閲覧の特例)

第4条 市長は、前条各号のいずれかに該当すると認める場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、建築計画概要書等を、別に定めるところによりその閲覧を申請した者に閲覧させることができる。

(閲覧の方法等)

第 5 条 前 2 条の規定により建築計画概要書等を閲覧させる場合における閲覧の方法、場所及び日時は、規則で定める。

(遵守事項)

第 6 条 第 3 条又は第 4 条の規定により建築計画概要書等を閲覧する者(以下「閲覧者」という。)は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

建築計画概要書等を閲覧場所から持ち出し、又は建築計画概要書等に加筆し、若しくは建築計画概要書等を汚損し、若しくは破損しないこと。

写真機その他の機器により建築計画概要書等を撮影し、又は複写しないこと。

他の閲覧者に迷惑を及ぼさないこと。

その他本市職員の指示に従うこと。

(閲覧の停止又は禁止)

第 7 条 市長は、閲覧者が前条の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、建築計画概要書等の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

(写しの交付の申請)

第 8 条 第 2 条の規定は、建築計画概要書等の写し(建築計画概要書等に記載すべき事項が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に記録されているときは、当該事項を出力することにより作成した書面。以下同じ。)の交付を受けようとする者について準用する。

(写しの交付)

第 9 条 第 3 条及び第 4 条の規定は、建築計画概要書等の写しの交付について準用する。この場合において、第 3 条中「前条」とあるのは「第 8 条において準用する前条」と、「建築計画概要書等」とあるのは「建築計画概要書等の写し(建築計画概要書等に記載すべき事項が

第 8 条に規定する電磁的記録に記録されているときは、当該事項を出力することにより作成した書面。第 1 号及び第 3 号並びに次条において同じ。) (規則で定める事項に係る部分を除く。第 1 号及び第 3 号並びに同条において同じ。)」と、「に閲覧させる」とあるのは「に交付する」と、同条第 1 号中「閲覧」とあるのは「建築計画概要書等の写しの交付を受けたこと」と、同条第 3 号中「閲覧させる」とあるのは「建築計画概要書等の写しを交付する」と、第 4 条中「前条各号」とあるのは「第 9 条において準用する前条各号」と、「同条」とあるのは「第 9 条において準用する前条」と、「建築計画概要書等」とあるのは「建築計画概要書等の写し」と、「閲覧を」とあるのは「交付を」と、「閲覧させる」とあるのは「交付する」と読み替えるものとする。

(写しの交付に係る手数料)

第 1 0 条 建築計画概要書等の写しの交付を受けようとする者は、当該交付の申請の際、申請 1 件につき 3 0 0 円の手数料を納付しなければならない。

2 既納の手数料は、還付しない。

(委任)

第 1 1 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成 2 1 年 1 0 月 1 5 日から施行する。